

## 令和6年度長崎県製菓衛生師試験実施要領

### 1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 令和7年1月15日(水) 14時から
- (2) 試験の場所 長崎県庁 行政棟 大会議室、会議室302、303、304、305  
(長崎市尾上町3番1号)

### 2 試験科目と試験時間

- ・試験科目(全問四肢択一)
  - (1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 食品学 (4) 食品衛生学 (5) 栄養学
  - (6) 製菓理論 (7) 製菓実技(和菓子・洋菓子・製パンのうち、いずれか1つを選択)
- ・試験時間 120分間

### 3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者(高等学校への入学資格を有する者。製菓衛生師法附則第3項の規定によりみなされる者を含む。以下同じ。)であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において、1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの。
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの。
- (3) 製菓衛生師法施行の際(昭和41年12月26日)現に菓子製造業に従事していた者(学校教育法第57条に規定する者を除く。)であって、菓子製造業に従事した期間が、この法律の施行の日において3年を超えているもの又はこの法律の施行の日後3年を超えるに至ったもの。

### 4 提出書類

- (1) 受験願書(製菓衛生師法施行細則(昭和42年長崎県規則第63号)様式第5号)
- (2) 履歴書及び写真

履歴書の様式は特に指定しない。

写真については、受験申込前6か月以内に撮影した正面上半身無帽の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記入したもの(糊付けはしないこと)、県外に居住する者(個人)は、県ホームページ上の「長崎県電子申請システム」により、電子データを提出すること。

- (3) 現在の氏名と提出書類に記載されている氏名が異なる場合は、戸籍抄本。
- (4) 3の受験資格の(1)に該当する者は、次に掲げる書類を添付すること。

都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書

- (5) 3の受験資格の(2)に該当する者は、次に掲げる書類を添付すること。

① 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類(中学校卒業以上の卒業証明書又は卒業証書の写し(郵送による提出の場合は写しは不可とする))

② 2年以上菓子製造業に従事したことを証する書類（製菓衛生師法施行細則（昭和42年長崎県規則第63号）様式第6号）

(6) 3の受験資格の(3)に該当する者は、製菓衛生師法施行の際、現に菓子製造業に従事しており、かつ当該製造業に3年以上従事したことを証する書類を添付すること。

(7) 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けることができるので、受験申請時に技能検定合格証書を提示すること。

なお、試験科目の免除に伴い、試験時間を45分短縮し、14時から15時15分までとする。

## 5 受験手数料 9,400 円

長崎県収入証紙を受験願書に貼付すること。また、県外に居住する者（個人）は、県ホームページ上の「長崎県電子申請システム」により、キャッシュレス納付を行うこと。

なお、受験願書受理後の受験手数料は一切返還しない。

## 6 受験願書の受付期間

令和6年11月18日（月）から令和6年12月6日（金）まで（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）。  
受付時間は、県立保健所及び県庁 午前9時から午後5時45分、長崎市保健所 午前8時45分から午後5時30分、佐世保市保健所 午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、令和6年12月6日（金）の消印のあるものまで受け付ける。

また、「長崎県電子申請システム」による場合は、令和6年12月6日（金）の午後5時45分までに申込をしたものまで受け付ける。

## 7 受験願書の提出先

受験者の住所を管轄する保健所、または、長崎県県民生活環境部生活衛生課（長崎市尾上町3番1号）とする。また、県外に居住する者（個人）は、県ホームページ上の「長崎県電子申請システム」により提出すること。

なお、やむを得ず郵送する場合は、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きの上、長崎県生活衛生課（〒850-8570 長崎市尾上町3番1号）に書留郵便で行うこと。

## 8 合格の発表

合格の発表は、令和7年3月19日（水）に県のホームページに掲示し、合格者には合格通知書と合格証書を送付する。

## 9 試験結果の簡易開示

製菓衛生師試験の総合得点及び科目別得点は、受験者本人が必要書類を持参した場合に限り、口頭で開示を行うことができる。

### (1) 開示場所

長崎県生活衛生課

(2)開示方法

受験者本人が必要書類（受験票・合格証書・運転免許証・健康保険証・個人番号カード・在留カード、特別永住者証明書等、本人であることを証明できる書類）を持参した場合に限り口頭で開示。

(3)開示期間

令和7年3月21日（金）から4月18日（金）まで（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）

10 その他

- (1) 受験願書等は、住所地を管轄する保健所及び長崎県生活衛生課で配付するほか、県のホームページから申請書をダウンロードすることも可能である。
- (2) 受験願書には、郵便番号を記載すること。
- (3) 過去の試験問題については、ホームページ、県民センター及び県内6か所の行政資料コーナーで入手が可能であること。
- (4) 受験手続その他詳しいことは、最寄りの保健所又は長崎県県民生活環境部生活衛生課（095-895-2362）へ問い合わせること。

なお、文書による問合せには、必ず返信用切手を同封すること。